

令和4年8月25日
環境生活部環境政策課
043-223-4659
環境生活部水質保全課
043-223-3818

日本製鉄株式会社に対する改善文書等の交付について

日本製鉄株式会社の着色水の流出（6/19判明）、シアン流出（7/3判明）及び水質分析結果に関する不適切事案（8/17報告）を受け、県では本日、日本製鉄株式会社に対し「水質汚濁防止法」に基づく報告徴収文書を交付しました。

また、県、木更津市、君津市、富津市及び同社で締結している「環境の保全に関する協定」に基づき、原因究明や再発防止等の取組を求める指示文書を交付しました。

【交付文書】

1 水質汚濁防止法に基づく報告徴収文書

（知事発、日本製鉄（株）代表取締役社長あて 別添1のとおり）

2 環境の保全に関する協定に基づく改善指示文書

（知事、木更津市長、君津市長、富津市長の連名発

日本製鉄（株）代表取締役社長あて 別添2のとおり）

問い合わせ先

- ・本件に関すること
環境生活部水質保全課
043-223-3818
- ・環境の保全に関する協定の制度に関すること
環境生活部環境政策課
043-223-4659

(参考)

○報告徴収

環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場の設置者若しくは設置者であつたものに対し、特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の状況、汚水等の処理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その者の特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場に立ち入り、特定施設、有害物質貯蔵指定施設その他の物件を検査させることができる。

(水質汚濁防止法第22条第1項)

○環境の保全に関する協定

企業の事業活動に伴う環境負荷を低減し、地域住民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的に、大気汚染や水質汚濁の防止等に係る具体的な排出基準等を定めることなどにより、地域と企業の実情に応じたきめ細かい指導を行うため、京葉臨海地域の主要企業と環境保全協定を締結しています。

環境保全協定は、県、地元市、企業の三者間で締結しており、理念や基本的事項を定めた「環境の保全に関する協定（基本協定）」と、公害防止に係る各項目について排出基準等を定めている「環境の保全に関する細目協定（細目協定）」から構成されています。

水保第754号
令和4年8月25日

日本製鉄株式会社
代表取締役社長 橋本 英二 様

千葉県知事 熊谷 俊人

水質汚濁防止法第22条第1項の規定による報告の徴収について

貴社の東日本製鉄所君津地区において発生した着色水の流出及び排水からのシアン検出に係る事故について、これまでに報告を受けた内容及び水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号、以下、「法」という。）第22条第1項の規定により実施した立入検査の結果から、下記1に掲げる事項が判明しました。

いずれの事項も法の規定に抵触する可能性があり、極めて遺憾であります。

については、同項の規定により、下記2のとおり報告することを求めます。

なお、この報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、法第33条第4号の規定により罰則が適用される場合があることを申し添えます。

記

1 判明した事項

- (1) 16排水口について、法に基づくシアン化合物に係る排水基準に適合しない排水が海域に排出されるおそれがあること。
- (2) 16排水口について、法第14条第1項の規定による排水の汚染状態の測定結果の記録及び保管がなされていないものがあること。
- (3) 自主管理の一環として行われていたとされる16排水口の水質測定について、シアン化合物又は全窒素に係る排水基準に適合しない結果が多数存在したこと。
- (4) 令和4年6月19日に報告のあった着色水流出事故、令和4年7月3日に報告のあったシアン検出事故及び8月17日に報告のあった16排水口におけるシアン検出について、県に対する水質測定結果に関する報告の一部に不適切な取扱があること。

2 報告を求める内容

- (1) 記の1(1)及び(2)の事項について
詳細な調査を行った上で対策等を検討し、その結果について報告を求める。
- (2) 記の1(3)の事項について
水質測定の目的、測定結果及び結果を踏まえ講じた措置について報告を求める。

(3) 記の1(4)の事項について

事故の発生から現在までの対応等を時系列で明確にした上で、事故の発生原因、再発防止策について報告を求める。

3 報告の期限

令和4年9月30日(金)とする。

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として(訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

担当：千葉県環境生活部水質保全課

水質指導・規制班

電話 043-223-3871

環 第 6 3 0 号
木環政第879号
君環保第470号
富環第725号
令和4年8月25日

日本製鉄株式会社
代表取締役社長 橋本 英二 様

千葉県知事 熊谷 俊人

木更津市長 渡辺 芳邦

君津市長 石井 宏子

富津市長 高橋 恭市

環境の保全に関する協定に基づく改善指示について

環境の保全に関する協定は、企業自らの率先した環境保全活動をもって地域住民の健康の保護と生活環境の保全等を図ることを目的とし、貴社並びに千葉県、木更津市、君津市及び富津市で信頼関係のもと締結されたものであり、適正な運用が求められています。

しかしながら、本年6月に着色水の流出のあった貴社東日本製鉄所君津地区では、その後発生した7排水口でのシアン流出について、協定に基づく通報が直ちに行われず、また、水質測定結果の一部が報告されていなかったことも判明しました。

さらには、過去の水質測定においても協定値超過が報告されていなかったことが明らかになりました。

このことは、協定の根幹である信頼関係を著しく損なう行為であり、極めて遺憾であります。

また、こうした事態を招いたことは、貴社の環境保全に対する姿勢が不十分であったと言わざるを得ません。

今回のような事態を二度と引き起こすことのないよう、協定を遵守するとともに、環境問題に対する理念を確立し、企業として果たすべき社会的責任を十分認識した経営に努めるよう、強く求めます。

については、再発防止のための方針と抜本的な対策を策定し、令和4年9月30日までに県及び市に報告してください。